

## いきいき歯つらつ健診事業の概要

### 1 目的

後期高齢者における口腔機能及び咀嚼嚥下機能を維持することで、被保険者の生活の質を高め、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### 2 目標

歯科健診を実施することで、う蝕や歯周病による歯の喪失の予防、補綴物（義歯等）使用による咀嚼機能の回復を図る。介護予防事業等との連携により口腔ケアを実施することで、嚥下機能の維持・増進、全身疾患の予防等を図る。

### 3 対象地区

宮崎県内で実施する。

### 4 実施主体及び健診機関

実施主体は広域連合とし、宮崎県歯科医師会と委託契約を締結し、宮崎県歯科医師会に所属する歯科医療機関（以下「実施歯科医療機関」という。）において、事業を実施するものとする。

### 5 実施内容

健診料	対象者の健診料は無料 ※広域連合負担	
健診会場	個別健診	実施歯科医療機関
	訪問健診	自宅、有料老人ホーム等
内 容	<p>健診項目</p> <p>①問診 歯周疾患や口腔機能に関連する自覚症状等（の有無）を聴取する。</p> <p>②口腔内外診査 歯及び歯周組織等口腔内の状況、義歯の適合の状況について検査する。</p> <p>③口腔機能・嚥下機能診査 頬の膨らまし検査・反復唾液嚥下テスト（RSS T）・咀嚼力検査（お食事マップ） 舌・口唇機能検査（オーラルディアドコキネシス）等について実施する。</p> <p>健診結果の判定 「異常なし」、「要指導」、「要精密検査」に区分する。</p> <p>説明、指導等 判定区分に基づき、次の内容の指導を行う。</p> <p>①異常なし 良好な状態にあるが、今後も自己管理と定期検診を心がけるよう指導する。</p> <p>②要指導 歯みがきの方法等、特に改善を必要とする日常生活について指導する。</p> <p>③要精密検査 医療機関において、精密検査及び必要に応じて治療を受けるよう指導する。</p>	

※受診券は、毎年6月下旬送付予定。詳細内容は、P7～P8の「受診券」を参照。

## 6 事業の流れ

対象者に受診券(P7~P8)を送付(広域連合)

個別健診：対象者が実施歯科医療機関に予約

訪問健診：対象者がかかりつけの歯科医院に相談。かかりつけ歯科医院がない場合は在宅歯科医療相談窓口連絡し、在宅歯科医療相談窓口が実施歯科医療機関等を紹介。(実施市町村は、受診券を参照すること)

受付

- ① 受診券と被保険者証で本人確認を行ってください(氏名、被保険者番号、生年月日)。  
※ 受診券には送付先の住所が記載されているため、現住所と一致しない場合があります。  
※ 受診券のみ持参された場合でも受診可能です。  
※ 個別健診は、期間中に 1人1回のみ 受診可能ですのでご注意ください。  
※ 被保険者証のみ持参された場合、又は両方持参されていない場合は、広域連合(0985-62-0921)までご確認ください。
- ② 被保険者証は対象者に返却し、受診券は必ず回収してください。

健診(訪問健診の2回目以降の内容も、1回目と同様です)

- ① 健診前に対象者自身で 問診票 及び お食事マップ (両面：様式1、2)を記入
- ② 問診票を基に問診を行い、口腔内外診査、口腔機能・嚥下機能診査内容を健診票(4部複写)に記入
- ③ 健診票を基に判定結果(様式4-1)に記入し、「異常なし」、「要指導」、「要精密検査」で判定  
※ 判定結果の指導内容欄は、P23の判定結果(記載例)(様式4-2)を参照してください。

健診結果の説明、指導等

- ① 受診者に健診票(様式3-4、白色)及び判定結果を渡し、説明、指導  
※ 判定結果の裏面に「お口の体操」を記載しています。
- ② 実施歯科医療機関と受診者(訪問健診受診者のみ)で、次回の訪問健診日を確認  
※ 訪問健診は、1月から4月までは行わないください。

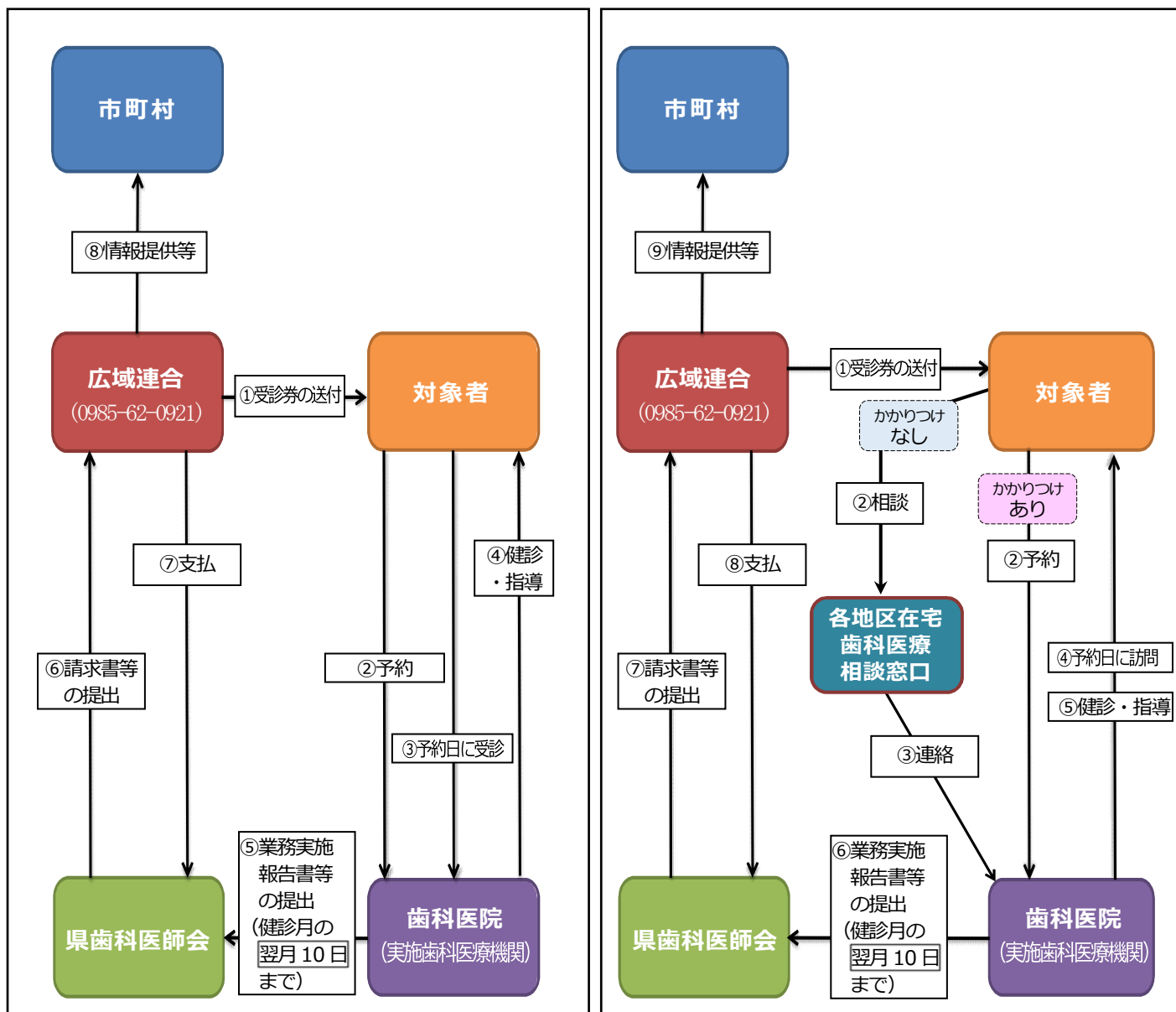
実施報告書等を県歯科医師会に提出

- ① 1ヶ月分の健診票(P17~P18)、問診票(P15)、お食事マップ(P16)を受診者ごとにまとめて、実施報告書(P24)を添付
- ② **健診月の翌月10日まで** に宮崎県歯科医師会へ提出

## 事業の流れ（フロー図）

### ○個別健診事業の流れ

### ○訪問健診事業の流れ



## 7 その他

- (1) 問診票及びお食事マップ、健診票、判定結果、判定結果（記載例）が不足した場合は、宮崎県歯科医師会（TEL:0985-29-0055）までお問い合わせください。
- (2) 業務実施報告書は、各医院でコピーしてご使用ください。
- (3) 健診ポスターは、6月から12月まで、関係市町村、宮崎県歯科医師会及び実施歯科医療機関等にて掲示をお願いします。